

介 護 保 険 適 用 の 方

(単位：円)

令和 5 年 7 月更新

1 介護給付（要介護 1～5）

○身体介護が中心の場合

所要時間 20 分未満	167 単位
所要時間 20 分以上 30 分未満	250 単位
所要時間 30 分以上 1 時間未満	396 単位
所要時間 1 時間以上の場合	579 単位
以降 30 分増すごと ※加算	上記金額に +84 単位

○生活援助（炊事、洗濯など）が中心の場合

所要時間 20 分以上 45 分未満	183 単位
所要時間 45 分以上(70 分程度)	225 単位

○身体介護に続き生活援助を行う場合

所要時間 20 分以上	身体介護の単価 + 67 単位
所要時間 45 分以上	身体介護の単価 + 134 単位
所要時間 70 分以上	身体介護の単価 + 201 単位

2 介護予防・日常生活支援総合事業（要支援 1・2.事業対象者）

要支援 1 の方で週 1 回程度の場合	1,176 単位/月
要支援 1 の方で週 2 回程度の場合	2,349 単位/月
要支援 2 の方で週 1 回程度の場合	1,176 単位/月
要支援 2 の方で週 2 回程度の場合	2,349 単位/月
要支援 2 の方で週 2 回以上の場合	3,727 単位/月

※介護予防・日常生活支援総合事業の方のサービス所要時間は 45 分から 60 分程度を基本としています。

※このほか、上記の 1,2 について、状況により初回加算、生活機能向上連携加算が加算されます。

また、合計額に介護職員処遇改善加算Ⅰ（13.7%）、介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ（4.2%）、介護職員等ベースアップ等支援加算（2.4%）が算定されます。

※1 について、身体的理由により 2 人の訪問介護員が必要な場合は、上記単価の 2 倍になります。

状況により緊急時訪問介護加算、特定事業所加算が加算されます。

※上記は負担割合証に 1 割と記載のある方です。2 割と記載のある方については、上記の 2 倍になります。3 割と記載のある方については、上記の 3 倍になります。

※事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上にサービスを行う場合 10%減算

※事業所と同一建物の利用者 50 人以上にサービスを行う場合 15%減算

その他、保険外サービス

(単位：円)

令和5年7月更新

○利用料

○身体介護が中心の場合

所要時間 30 分未満	2,540
所要時間 30 分以上 1 時間未満	4,020
所要時間 1 時間以上の場合	5,840
以降 30 分増すごと ※加算	830

○生活援助（炊事、洗濯など）が中心の場合

所要時間 30 分未満	1,145
所要時間 30 分以上 1 時間未満	2,290
所要時間 1 時間以上の 90 分まで	2,910

☆ 介護保険では該当しない本人の援助に関わるサービス

- 1 通院介助（移動時間・病院内での待ち時間の見守り等）
- 2 買い物同行
- 3 見守り、話し相手
- 4 その他必要な身体介護

☆ 日常生活の援助に該当しないサービス

- 1 介護保険では対応出来ない買い物代行
- 2 大掃除、窓ガラス拭き、床のワックスがけ
- 3 草むしり、花木の水やり
- 4 その他必要な生活援助等

☆ 直接本人の援助に該当しないサービス

- 1 家族のものに係る洗濯、調理、買い物代行等
- 2 本人が使用しない部屋の掃除
- 3 犬等動物の散歩、ペットの世話等
- 4 その他必要な生活援助等

障害者総合支援法適用の方

(単位：円)

令和 5 年 7 月更新

1 居宅介護サービス（障がい支援区分 1～6）

○居宅における身体介護中心の場合

30 分未満	255 単位
30 分以上 1 時間未満	402 単位
1 時間以上 1 時間 30 分未満	584 単位
1 時間 30 分以上 2 時間未満	666 単位
2 時間以上 2 時間 30 分未満	750 単位
2 時間 30 分以上 3 時間未満	833 単位
3 時間以上	916 単位に 30 分を増すごとに +83 単位

○家事援助中心の場合

30 分未満	105 単位
30 分以上 45 分未満	152 単位
45 分以上 1 時間未満	196 単位
1 時間以上 1 時間 15 分未満	238 単位
1 時間 15 分以上 1 時間 30 分未満	274 単位
1 時間 30 分以上	309 単位に 15 分を増すごとに +35 単位

※合計額に福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（27.4%）、福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）（5.5%）、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（4.5%）が算定されます。

※上記のほか、状況により初回加算、緊急時対応加算、特定事業所加算、利用者負担上限管理加算が算定される場合があります。

※身体的理由等により、2 人の居宅介護従業者が必要な場合は、上記単価の 2 倍となります。

※早朝（6 時から 8 時）または夜間（午後 6 時から午後 10 時）は、上記単価の 1.25 倍、深夜（午後 10 時から 6 時）は 1.5 倍となります。

※市町民税の負担の程度により、負担は変更となります。

※事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上にサービスを行う場合 10%減算

※事業所と同一建物の利用者 50 人以上にサービスを行う場合 15%減算